

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月11日

【四半期会計期間】 第15期第3四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

【会社名】 パラカ株式会社

【英訳名】 Paraca Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 内藤 亨

【本店の所在の場所】 東京都港区麻布台一丁目11番9号

【電話番号】 03(6230)2300(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部長 間嶋 正明

【最寄りの連絡場所】 東京都港区麻布台一丁目11番9号

【電話番号】 03(6230)2300(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部長 間嶋 正明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第14期 第3四半期連結 累計期間	第15期 第3四半期 累計期間	第14期 第3四半期連結 会計期間	第15期 第3四半期 会計期間	第14期 連結会計年度
会計期間	自 平成21年 10月1日 至 平成22年 6月30日	自 平成22年 10月1日 至 平成23年 6月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 6月30日	自 平成23年 4月1日 至 平成23年 6月30日	自 平成21年 10月1日 至 平成22年 9月30日
売上高 (千円)	5,011,297	5,201,274	1,670,728	1,743,575	6,738,713
経常利益 (千円)	757,238	652,433	245,384	202,308	1,007,099
四半期(当期)純利益 (千円)	394,044	386,519	105,659	114,723	566,677
持分法を適用した場合 の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)				1,576,807	
発行済株式総数 (株)				47,532	
純資産額 (千円)			5,070,751	5,611,060	5,217,748
総資産額 (千円)			17,615,752	18,095,897	17,927,253
1株当たり純資産額 (円)			111,390.32	122,831.47	114,545.10
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	8,668.51	8,502.97	2,324.37	2,523.77	12,466.22
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	8,647.93	8,463.19	2,309.93	2,516.90	12,427.51
1株当たり配当額 (円)					
自己資本比率 (%)			28.7	30.9	29.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	589,443	179,049			927,835
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	19,855	539,152			46,821
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	656,478	206,804			865,980
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)			1,483,899	1,441,264	1,585,823
従業員数 (名)			53	63	55

- (注) 1 当社は、平成23年2月1日付で100%出資連結子会社であります有限会社神谷町パークを吸収合併いたしました。これにより、第15期第3四半期累計期間及び第15期第3四半期会計期間については、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので連結会計年度に係る経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 第14期第3四半期連結累計期間及び第14期第3四半期連結会計期間については、四半期連結財務諸表を作成しておりますので、上記主要な経営指標等の推移の数値は連結会社に係る数値を記載しております。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、該当する関連会社がないため記載しておりません。
- 4 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年6月30日現在

従業員数(名)	63
---------	----

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。
2 臨時雇用者数は、従業員数の10/100未満であるため記載を省略しております。
3 従業員数が当第3四半期会計期間において9名増加しております。これは主に新入社員の入社によるものであります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

前第3四半期会計期間は四半期連結財務諸表を作成していたため、前年同四半期比の記載を省略しております。なお、前第3四半期連結会計期間における、生産、受注及び販売の状況について併記しております。

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(前第3四半期連結会計期間)

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(前第3四半期連結会計期間)

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第3四半期会計期間における駐車場形態毎の販売実績は以下のとおりです。

駐車場形態	金額(千円)	前年同四半期比(%)
賃借駐車場	1,361,475	-
保有駐車場	330,218	-
その他売上	51,881	-
合計	1,743,575	-

(注)記載の金額には、消費税等は含まれておりません。

(前第3四半期連結会計期間)

駐車場形態	金額(千円)	前年同四半期比(%)
賃借駐車場	1,302,168	14.3
保有駐車場	326,240	1.3
その他売上	42,318	13.4
合計	1,670,728	10.8

(注)記載の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期会計期間（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）における我が国の経済は、3月11日に発生した東日本大震災により突然の供給制約が発生し、生産活動が大きく落ち込みましたが、サプライチェーンが着実に回復するなど、このところ持ち直しの動きが明確になってきております。

当社の属する駐車場業界においては、震災以降、ガソリンに代表されるサプライチェーンの混乱や自粛ムード等により、主に東北地方、首都圏において一時的な売上の減少が見られましたが、供給面での制約が和らぐ中で急回復する駐車場もあり、全体においても震災前の水準にほぼ回復致しました。

このような中で、当社は東日本と、中日本、西日本の収益バランスを取る為、西日本への人員シフトを実施し、6月に京都へ営業所を開設するなど積極的な新規開設を進めてまいりました。また、今期から稼働している基幹システムを活用した駐車場の個別収支管理を徹底し、既存駐車場の収益性の向上に努めてまいりました。

その結果、当第3四半期会計期間においては53件738車室の新規開設、23件374車室の解約を行い30件364車室の純増となり、6月末現在883件12,681車室が稼働しております。

以上により、当第3四半期会計期間の売上高は1,743百万円、営業利益275百万円、経常利益202百万円、四半期純利益114百万円を計上いたしました。

今後につきましては、引き続き積極的な新規開設営業を展開し、車室数の増加及び不採算事業地の見直し及び駐車場料金の適正化を進め、収益性の向上を図ってまいります。

なお、唯一の連結子会社であった有限会社神谷町パークを平成23年2月1日に吸収合併したことにより、連結子会社が存在しなくなったため、当第3四半期会計期間は個別での開示となっております。

当社の具体的な駐車場形態毎の状況は以下のとおりであります。

（賃借駐車場）

当第3四半期会計期間においては30件372車室の純増となり、6月末現在においては784件9,129車室が稼働しております。車室数は順調に増加しましたが、震災による売上の減少が影響し、当第3四半期会計期間の売上高は1,361百万円にとどまりました。

（保有駐車場）

当第3四半期会計期間においては、駐車場レイアウトの変更のため8車室が減少し、6月末現在において99件3,552車室が稼働しております。売上高は330百万円となりました。

なお、当社は今回の主な被災地（岩手県、宮城県、福島県、茨城県）におきまして、保有駐車場を19件1,885台運営しております。保有駐車場における物理的被害は軽微でしたが、商工業用施設、東北新幹線に代表される社会インフラ等の棄損により3月11日以降、売上が減少しました。その後社会インフラの復旧が進み急速に売上は回復しております。

（その他売上）

その他売上に関しては、不動産賃貸収入、自動販売機関連売上及び駐輪場売上により、売上高51百万円となりました。

ご参考としまして、当第3四半期累計期間と前第3四半期連結累計期間の比較情報を以下に記載いたします。

	第3四半期累計期間 （自平成22年10月1日 至平成23年6月30日）	前年同期間 （自平成21年10月1日 至平成22年6月30日）	前事業年度 （自平成21年10月1日 至平成22年9月30日）
駐車場形態	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
賃借駐車場	4,062	3,896	5,240
保有駐車場	995	989	1,326
その他売上	143	125	171
合計	5,201	5,011	6,738

(2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末における総資産は18,095百万円となり、前事業年度末から567百万円増加しました。これは主に現金及び預金の増加(172百万円)、リース資産の増加(241百万円)によるものです。

当第3四半期会計期間末における負債の部は12,484百万円となり、前事業年度末に比べ170百万円増加いたしました。これは主にリース債務の増加(214百万円)によるものであります。

当第3四半期会計期間末における純資産の部は5,611百万円となり、前事業年度末に比べ396百万円増加いたしました。これは主に利益剰余金の増加(331百万円)によるものであります。この結果、自己資本比率は、前事業年度末の29.7%から30.9%となりました。

(注) 前期との比較については単体の事業年度末と比較しております。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期会計期間における現金及び現金同等物(以下、「資金」)は、1,441百万円となりました。主な要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は30百万円となりました。これは主として、税引前四半期純利益192百万円、減価償却費を76百万円を計上したものの、法人税等の支払額が215百万円あったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は20百万円となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の減少は383百万円となりました。これは主として、短期借入れによる収入200百万円、長期借入れによる収入540百万円、短期借入金の返済による支出690百万円、長期借入金の返済による支出389百万円によるものであります。

(注) 前期は四半期連結財務諸表を作成していたため、前年同四半期との比較を省略しております。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社の事業上及び財政上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、前四半期会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	135,000
計	135,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年8月11日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	47,532	47,532	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株制度を採用していません。
計	47,532	47,532		

(注) 「提出日現在発行数」には、平成23年8月1日以降四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行されたものは含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

(平成14年12月27日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	321
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	962.95(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	53,334(注)2
新株予約権の行使期間	自平成16年12月28日 至平成24年12月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 53,334 資本組入額 26,667
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

2 当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行を行う場合は、次の算式（コンバージョン・プライス方式）により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3 権利行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者（以下「対象者」という）が、次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする（ただし、新株予約権を喪失させないことについて、当社取締役会の承認を得た場合は、この限りではない。）。

対象者が当社の取締役、監査役または従業員の地位を失った場合、

対象者が死亡した場合（新株予約権の相続は認めない。）。

対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合、

この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

5 平成17年2月4日開催の取締役会決議により、平成17年4月20日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

6 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、従業員の退職及び新株予約権の行使による変更を加味しております。

（平成15年9月29日臨時株主総会決議）

	第3四半期会計期間末現在 （平成23年6月30日）
新株予約権の数（個）	6
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	17.98（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	53,334（注）2
新株予約権の行使期間	自平成17年9月30日 至平成25年9月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 53,334 資本組入額 26,667
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

（注）1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

2 当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行を行う場合は、次の算式（コンバージョン・プライス方式）により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3 権利行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会において承認を得た場合にはこの限りではない。
 新株予約権の相続は認めない。
 この他、新株予約権の行使の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

5 平成17年2月4日開催の取締役会決議により、平成17年4月20日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

6 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、従業員の退職及び新株予約権の行使による変更を加味しております。

(平成16年12月21日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	58
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	174(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	290,667(注)2
新株予約権の行使期間	自平成18年12月28日 至平成26年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 290,667 資本組入額 145,334
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割又は株式併合の割合

2 新株予約権の発行日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権の発行日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行、又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使による新株発行の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当り払込金額}}{1\text{株当り時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 権利行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権者の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会において承認を得た場合にはこの限りではない。
 この他、新株予約権の行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
- 5 平成17年2月4日開催の取締役会決議により、平成17年4月20日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 6 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、従業員の退職による変更を加味しております。

(平成16年12月21日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	32
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	96(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	293,284(注)2
新株予約権の行使期間	自平成19年7月20日 至平成26年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 293,284 資本組入額 146,642
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。
 調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割又は株式併合の割合

- 2 新株予約権の発行日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権の発行日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行、又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使による新株発行の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{1株当り時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 権利行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権者の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会において承認を得た場合にはこの限りではない。

この他、新株予約権の行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
- 5 平成17年2月4日開催の取締役会決議により、平成17年4月20日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 6 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、従業員の退職による変更を加味しております。

(平成17年12月21日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	257
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	257(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	360,000(注)2
新株予約権の行使期間	自平成20年1月21日 至平成27年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 360,000 資本組入額 180,000
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割又は株式併合の割合

- 2 新株予約権の発行日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権の発行日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行、又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使による新株発行の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{1 \text{株当り時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 権利行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権者の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会において承認を得た場合にはこの限りではない。

この他、新株予約権の行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

- 5 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、従業員の退職による変更を加味しております。

(平成21年12月18日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,444
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,444(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	72,940(注)2
新株予約権の行使期間	自平成23年12月19日 至平成29年12月18日(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 72,940 資本組入額 36,470
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1 当社が合併、会社分割、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権割当後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

- 3 ただし行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

- 4 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。

その他の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

5 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

6 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記（注）4に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由

新株予約権者が上記（注）4の条件を満たさなくなった場合、その他理由のいかなを問わず権利を行使することができなくなった場合、当該新株予約権について、当社はこれを無償で取得することができる。

（平成22年12月17日定時株主総会決議）

	第3四半期会計期間末現在 （平成23年6月30日）
新株予約権の数（個）	793
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	793（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	113,400（注）2
新株予約権の行使期間	自平成24年12月18日 至平成30年12月17日（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 113,400 資本組入額 56,700
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

(注) 1 当社が合併、会社分割、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権割当後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

3 ただし行使期間の最終日が当社の休業日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。

4 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。

その他の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

5 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

6 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記（注）4に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由

新株予約権者が上記（注）4 の条件を満たさなくなった場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当該新株予約権について、当社はこれを無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日		47,532		1,576,807		1,606,807

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成23年3月31日現在で記載しております。

【発行済株式】

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,075		
完全議決権株式(その他)	普通株式 45,457	45,457	
単元未満株式			
発行済株式総数	47,532		
総株主の議決権		45,457	

【自己株式等】

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
パラカ株式会社	東京都港区麻布台1-11-9	2,075		2,075	4.37
計		2,075		2,075	4.37

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 10月	11月	12月	平成23年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	70,000	72,000	81,900	85,000	81,000	82,000	65,500	62,500	62,100
最低(円)	60,800	63,200	66,800	74,000	74,800	53,700	60,200	56,500	59,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場(マザーズ)における株価を記載しております。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1)当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年10月1日から平成22年6月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2)当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当第3四半期会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び当第3四半期累計期間(平成22年10月1日から平成23年6月30日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(3)前第3四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年10月1日から平成22年6月30日まで)は四半期財務諸表を作成していないため、前第3四半期会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期損益計算書、前第3四半期累計期間(平成21年10月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書に代えて、前第3四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結損益計算書、前第3四半期連結累計期間(平成21年10月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年10月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び当第3四半期累計期間(平成22年10月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、第2四半期会計期間に唯一の連結子会社であります有限会社神谷町パークを吸収合併し、子会社が存在しなくなったため、第2四半期会計期間より四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間末
(平成23年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,491,304
売掛金	45,686
前払費用	432,049
その他	88,296
貸倒引当金	1,265
流動資産合計	2,056,071
固定資産	
有形固定資産	
建物(純額)	736,236
土地	13,612,625
リース資産(純額)	831,770
その他(純額)	365,521
有形固定資産合計	15,546,153
無形固定資産	67,414
投資その他の資産	426,258
固定資産合計	16,039,825
資産合計	18,095,897
負債の部	
流動負債	
買掛金	81,063
1年内償還予定の社債	20,000
短期借入金	60,000
1年内返済予定の長期借入金	994,348
未払法人税等	54,862
賞与引当金	11,020
その他	367,001
流動負債合計	1,588,297
固定負債	
社債	330,000
長期借入金	9,351,307
リース債務	675,812
その他	539,419
固定負債合計	10,896,539
負債合計	12,484,836

(単位：千円)

当第3四半期会計期間末
(平成23年6月30日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	1,576,807
資本剰余金	1,606,807
利益剰余金	2,725,139
自己株式	100,841
株主資本合計	5,807,912
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	401
繰延ヘッジ損益	224,763
評価・換算差額等合計	224,362
新株予約権	27,510
純資産合計	5,611,060
負債純資産合計	18,095,897

【前連結会計年度末の要約連結貸借対照表】

(単位：千円)

前連結会計年度末に係る
 要約連結貸借対照表
 (平成22年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,631,344
売掛金	41,344
その他	391,950
貸倒引当金	664
流動資産合計	2,063,974
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物（純額）	1,022,070
土地	13,507,992
リース資産（純額）	590,213
建設仮勘定	192,002
その他（純額）	44,451
有形固定資産合計	15,356,730
無形固定資産	70,494
投資その他の資産	
繰延税金資産	232,146
その他	203,907
投資その他の資産合計	436,053
固定資産合計	15,863,278
資産合計	17,927,253
負債の部	
流動負債	
買掛金	73,020
1年内償還予定の社債	20,000
1年内返済予定の長期借入金	954,238
未払法人税等	325,449
賞与引当金	20,953
その他	415,082
流動負債合計	1,808,743
固定負債	
社債	350,000
長期借入金	9,083,153
リース債務	505,227
その他	962,380
固定負債合計	10,900,761
負債合計	12,709,504

(単位：千円)

前連結会計年度末に係る
 要約連結貸借対照表
 (平成22年9月30日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	1,576,807
資本剰余金	1,606,807
利益剰余金	2,396,447
自己株式	100,841
株主資本合計	5,479,220
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	116
繰延ヘッジ損益	272,460
評価・換算差額等合計	272,343
新株予約権	10,872
純資産合計	5,217,748
負債純資産合計	17,927,253

(2)【四半期損益計算書】
 【当第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年6月30日)
売上高	5,201,274
売上原価	3,747,057
売上総利益	1,454,216
販売費及び一般管理費	615,761
営業利益	838,454
営業外収益	
受取利息	32,980
その他	5,004
営業外収益合計	37,985
営業外費用	
支払利息	216,886
その他	7,120
営業外費用合計	224,006
経常利益	652,433
特別利益	
抱合せ株式消滅差益	40,973
特別利益合計	40,973
特別損失	
固定資産除却損	20,260
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	15,875
その他	5,765
特別損失合計	41,902
税引前四半期純利益	651,505
法人税等	264,985
四半期純利益	386,519

【前第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年6月30日)
売上高	5,011,297
売上原価	3,479,906
売上総利益	1,531,391
販売費及び一般管理費	555,601
営業利益	975,789
営業外収益	
受取利息	244
受取補償金	1,908
その他	2,831
営業外収益合計	4,984
営業外費用	
支払利息	217,564
その他	5,971
営業外費用合計	223,535
経常利益	757,238
特別利益	
固定資産売却益	108,169
特別利益合計	108,169
特別損失	
固定資産除却損	17,050
減損損失	93,277
特別損失合計	110,328
匿名組合損益分配前税金等調整前四半期純利益	755,080
匿名組合損益分配額	12,575
税金等調整前四半期純利益	742,505
法人税等	348,460
四半期純利益	394,044

【当第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	1,743,575
売上原価	1,257,372
売上総利益	486,203
販売費及び一般管理費	210,787
営業利益	275,416
営業外収益	
受取利息	4
受取配当金	202
受取保険金	524
その他	34
営業外収益合計	766
営業外費用	
支払利息	71,870
その他	2,003
営業外費用合計	73,873
経常利益	202,308
特別損失	
固定資産除却損	9,142
その他	240
特別損失合計	9,383
税引前四半期純利益	192,925
法人税等	78,202
四半期純利益	114,723

【前第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	1,670,728
売上原価	1,163,691
売上総利益	507,036
販売費及び一般管理費	188,474
営業利益	318,562
営業外収益	
受取利息	12
受取配当金	202
保険返戻金	721
その他	955
営業外収益合計	1,891
営業外費用	
支払利息	73,001
その他	2,068
営業外費用合計	75,070
経常利益	245,384
特別利益	
固定資産売却益	107,328
特別利益合計	107,328
特別損失	
固定資産除却損	7,655
減損損失	93,277
特別損失合計	100,932
匿名組合損益分配前税金等調整前四半期純利益	251,779
匿名組合損益分配額	3,088
税金等調整前四半期純利益	248,691
法人税等	143,032
四半期純利益	105,659

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】
【当第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	651,505
減価償却費	202,424
賞与引当金の増減額（は減少）	9,932
受取利息及び受取配当金	33,309
支払利息	216,886
固定資産除却損	20,260
抱合せ株式消滅差損益（は益）	40,973
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	15,875
売上債権の増減額（は増加）	9,352
その他の流動資産の増減額（は増加）	126,610
仕入債務の増減額（は減少）	8,043
その他の流動負債の増減額（は減少）	5,919
その他	26,311
小計	927,049
利息及び配当金の受取額	33,309
利息の支払額	219,283
法人税等の支払額	562,025
営業活動によるキャッシュ・フロー	179,049
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	4,518
有形固定資産の取得による支出	173,399
無形固定資産の取得による支出	9,583
敷金及び保証金の差入による支出	19,476
貸付けによる支出	330,000
その他	2,173
投資活動によるキャッシュ・フロー	539,152
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	800,000
短期借入金の返済による支出	740,000
長期借入れによる収入	1,270,000
長期借入金の返済による支出	961,736
社債の償還による支出	20,000
リース債務の返済による支出	88,864
配当金の支払額	52,595
財務活動によるキャッシュ・フロー	206,804
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	153,298
現金及び現金同等物の期首残高	1,273,413
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	321,149
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,441,264

【前第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年6月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	742,505
減価償却費	163,589
減損損失	93,277
賞与引当金の増減額（は減少）	7,700
受取利息及び受取配当金	573
支払利息	217,564
有形固定資産売却損益（は益）	108,169
有形固定資産除却損	17,050
売上債権の増減額（は増加）	2,234
たな卸資産の増減額（は増加）	339
その他の流動資産の増減額（は増加）	22,081
仕入債務の増減額（は減少）	15,436
その他の流動負債の増減額（は減少）	398
その他	13,045
小計	1,126,916
利息及び配当金の受取額	573
利息の支払額	220,575
法人税等の支払額	317,470
営業活動によるキャッシュ・フロー	589,443
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	17,511
定期預金の払戻による収入	6,000
有形固定資産の取得による支出	108,448
有形固定資産の売却による収入	177,879
無形固定資産の取得による支出	63,899
敷金及び保証金の差入による支出	15,244
その他	1,369
投資活動によるキャッシュ・フロー	19,855
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	200,000
短期借入金の返済による支出	200,000
長期借入れによる収入	145,000
長期借入金の返済による支出	686,361
社債の償還による支出	20,000
リース債務の返済による支出	50,377
配当金の支払額	44,739
財務活動によるキャッシュ・フロー	656,478
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	86,890
現金及び現金同等物の期首残高	1,570,790
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,483,899

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期会計期間（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期累計期間 (自平成22年10月1日至平成23年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更 資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、当第3四半期累計期間の営業利益及び経常利益はそれぞれ6,304千円減少し、税引前四半期純利益は22,194千円減少しております。なお、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の著しい変動はありません。

【表示方法の変更】

当第3四半期累計期間（自平成22年10月1日至平成23年6月30日）及び当第3四半期会計期間（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

当第3四半期累計期間 (自平成22年10月1日至平成23年6月30日)
1 固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
2 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前事業年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前事業年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期累計期間 (自平成22年10月1日至平成23年6月30日)
税金費用の計算 税金費用の計算については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成23年6月30日)	
1 担保資産及び担保付債務	
担保に供している資産は次のとおりであります。	
現金及び預金	20,000千円
建物	727,162千円
土地	13,165,671千円
合計	13,912,834千円
担保付債務は次のとおりであります。	
1年内返済予定の長期借入金	706,529千円
長期借入金	8,775,804千円
合計	9,482,333千円
2 有形固定資産の減価償却累計額	882,835千円

前連結会計年度末 (平成22年9月30日)	
1 担保資産及び担保付債務	
担保に供している資産は次のとおりであります。	
現金及び預金	20,000千円
建物	349,064千円
土地	13,115,630千円
合計	13,484,694千円
担保付債務は次のとおりであります。	
1年内返済予定の長期借入金	691,670千円
長期借入金	8,854,763千円
合計	9,546,433千円
2 有形固定資産の減価償却累計額	731,887千円

(四半期損益計算書関係)

第3四半期累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年6月30日)	
1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給与手当	160,585千円
賞与引当金繰入額	10,365千円

当第3四半期累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年6月30日)	
1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給与手当	196,953千円
賞与引当金繰入額	11,020千円

第3四半期会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給与手当	58,737千円
賞与引当金繰入額	10,365千円

当第3四半期会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	
1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給与手当	71,583千円
賞与引当金繰入額	11,020千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年6月30日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日)	
現金及び預金勘定	1,507,918千円
3ヶ月超預金	24,018千円
現金及び現金同等物	1,483,899千円

当第3四半期累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年6月30日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年6月30日)	
現金及び預金勘定	1,491,304千円
3ヶ月超預金	50,039千円
現金及び現金同等物	1,441,264千円

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年6月30日)及び当第3四半期累計期間(自平成22年10月1日至平成23年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 会計期間末
普通株式(株)	47,532

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 会計期間末
普通株式(株)	2,075

3 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権の四半期会計期間末残高 27,510千円

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年12月17日 定時株主総会	普通株式	54,548	1,200	平成22年9月30日	平成22年12月20日	利益剰余金

(2) 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの
 該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前事業年度末と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年10月1日至平成22年6月30日)

当社グループは、駐車場の運営及び管理に関連する事業を単一の事業として運営しており、これ以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年10月1日至平成22年6月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年10月1日至平成22年6月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

【セグメント情報】

当社の事業は、駐車場の開拓及び運営管理に関連する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(ストック・オプション等関係)

重要性が低いため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成23年6月30日)	
1株当たり純資産額	122,831円47銭

前連結会計年度末 (平成22年9月30日)	
1株当たり純資産額	114,545円10銭

2 1株当たり四半期純利益等

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	8,668円51銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	8,647円93銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益	
四半期純利益(千円)	394,044
普通株式に係る四半期純利益(千円)	394,044
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式の期中平均株式数(株)	45,457
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	
四半期純利益調整額(千円)	
普通株式増加数(株)	108.16
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	

当第3四半期累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	8,502円97銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	8,463円19銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益	
四半期純利益(千円)	386,519
普通株式に係る四半期純利益(千円)	386,519
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式の期中平均株式数(株)	45,457
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	
四半期純利益調整額(千円)	
普通株式増加数(株)	213.68
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	

前第3四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	2,324円37銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	2,309円93銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益	
四半期純利益(千円)	105,659
普通株式に係る四半期純利益(千円)	105,659
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式の期中平均株式数(株)	45,457
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	
四半期純利益調整額(千円)	
普通株式増加数(株)	284.13
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	

当第3四半期会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	2,523円77銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	2,516円90銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益	
四半期純利益(千円)	114,723
普通株式に係る四半期純利益(千円)	114,723
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式の期中平均株式数(株)	45,457
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	
四半期純利益調整額(千円)	
普通株式増加数(株)	124.24
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月11日

パラカ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡 辺 雅 文 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 甘 楽 真 明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているパラカ株式会社の平成21年10月1日から平成22年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、パラカ株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月11日

パラカ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡 辺 雅 文 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 甘 楽 真 明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているパラカ株式会社の平成22年10月1日から平成23年9月30日までの第15期事業年度の第3四半期会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成22年10月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、パラカ株式会社の平成23年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。